

近畿中部防衛局主催 第31回防衛セミナー  
「自衛隊の災害派遣活動 自治体の防災対策」

日 時： 平成28年11月22日（火）1900～2115  
場 所： 高島市観光物産プラザ（新旭公民館）  
講 師： 陸上自衛隊今津駐屯地 伊藤司令  
航空自衛隊饗庭野分屯基地 田中司令  
滋賀県総合政策部防災危機管理局地震・危機監理室 西村室長  
高島市政策部総合防災局防災課 大浦主任  
講演概要： 以下のとおり

【司 会】

皆様、こんばんは。それでは定刻になりましたので、ただ今から近畿中部防衛局主催、第31回防衛セミナーを開催いたします。

本日は、皆様方にはご多用の中ご来場いただきまして誠にありがとうございます。本日の司会進行は、私、近畿中部防衛局企画部の伊藤でございます。そして、総務部の前田の両名で行います。どうぞよろしく願いいたします。

ご来場の皆様にお知らせがございます。本日のセミナープログラムについて、事前のご案内ではセミナー終了時刻を午後9時としていましたが、プログラムの構成上、9時15分に変更させていただきました。勝手にいたしまして、誠に申し訳ございませんが、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。

それでは、お手元のプログラムに従いまして、セミナーを進行させていただきます。まず始めに、主催者であります近畿中部防衛局長、藤代からご挨拶を申し上げます。

【藤代局長】

皆様、こんばんは。ただ今ご紹介のありました、近畿中部防衛局長の藤代と申します。今日はご多用のところ、また明日の勤労感謝の日の前のちょうど一家団欒の時間に、こういったセミナーへ多数の皆様にご参加していただき、誠にありがとうございます。

まず近畿中部防衛局がどういった業務を行っているのか、イメージしにくいと思いますので、簡潔に業務の内容を説明します。近畿中部防衛局は東京都市ヶ谷にあります防衛省の地方の出先機関です。管轄区域は近畿地区、東海地区、北陸地区の2府10県です。ここの地区に所在します陸海空の自衛隊や米軍の施設の土地の管理、取得、それから自衛隊が活動することによって生じる騒音の対策や演習場等の河川の改修等が業務でございます。そういった地元の皆様の生活に直結した対策をして、基地が安定的に使えるように努力していくことを任務としています。また航空機や艦船、潜水艦等といった防衛装備品の検査、監督も行っています。あるいは基地の中での建設工事といったことも担当しており、特に、この地元高島市におきましては饗庭野演習場を日頃から非常に安定的に使わせていただいております。皆様はこの場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

さて、今日は防災をテーマに自衛隊、それから自治体の方々を講師としてお招きして、お話をし

ていただきますが、立派な講師の皆様から色々なお話が伺えるのではないかと考えています。

今朝、福島県沖で大きな地震がありました。ちょうど1ヵ月前ですが鳥取の中部でもかなり大きな地震がありました。我が国の国土面積は、世界の0.3%を占めていますが、マグニチュード6以上の地震が起きる確率で言うと、全世界の20%も占めています。まさに災害と隣り合わせで暮らしている状況です。

それから河川についても、日本列島を真ん中に走っている山脈を背にして日本海、あるいは太平洋側に河川が流れています。非常に勾配が急だと、大雨の際、流れも急になりまして、水かさが一気に増し、氾濫してしまいます。

こういった日本列島の特異性を我々は十分に理解しておく必要があります。また地震については、南海トラフや首都圏直下の地震が高い確率で起こると言われています。「備えよ常に」ということわざがあります。これは、イギリスのボーイスカウトを作った方が言ったそうですが、まさに我々は日本列島の特異性を認識して、普段から備えておく必要があります。

また、ご案内のとおり、我が国を取り巻く安全保障環境が一段と厳しさを増しています。常にそういった安全保障環境に対応するため、防衛省自衛隊は厳しい訓練に取り組み常に備えております。そのようなことから、我々としても常に備えることが大事ではないかと思えます。

今日は陸上自衛隊の今津駐屯地司令、航空自衛隊の饗庭野分屯基地司令、滋賀県の地震・危機監視室の室長様、それから地元高島市の防災課の主任様からそれぞれお話していただきます。

貴重な機会ですので、どうぞ皆様、セミナーを有意義に拝聴いただければ幸いです。

簡単ですが、主催者の防衛局の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願いいたします。

## 【司 会】

ありがとうございました。

それでは第1部を始めさせていただきます。第1部は陸上自衛隊今津駐屯地の伊藤司令からご講演いただきます。伊藤司令におかれましては、平成4年に第5戦車大隊に入隊され、第1戦車群中隊長、第10偵察隊長等を歴任された後、平成27年から第3戦車大隊長兼今津駐屯地司令に就任され、現在に至っております。本日は、「陸上自衛隊の災害派遣活動について」と題しまして、お話をしていただきます。それでは、伊藤司令よろしく願いいたします。

## 【伊藤司令】

ただ今紹介いただきました、第3戦車大隊長兼ねて今津駐屯地司令の伊藤です。日頃から陸上自衛隊の各種活動にご理解いただきまして、大変ありがとうございます。本日は、貴重な機会をいただきましたので、陸上自衛隊の災害派遣活動の概要について紹介します。平成23年3月11日に発生した東日本大震災の際の活動については、私も約3ヵ月弱ほど参加しましたので、この時の経験等も含めてお話をさせていただきます。

本日、ご説明、ご紹介する項目は、災害派遣の法的枠組み、陸上自衛隊災害派遣の実績、平素における災害派遣の対処態勢、以上の三項目です。

まず、災害派遣の法的枠組みにつきまして、4つの項目に従って順次ご説明差し上げます。

災害派遣に係る法的枠組み及び特性ですが、災害対策基本法では我が国の災害に対する行政機関

の基本的な責任について述べられており、その他災害対策に係る関連法においても細部が記載されています。自衛隊については自衛隊法により定められています。またその特性ですが、災害対処の第一義的な対応者は市民自らによること、また被害が甚大な場合は政府の対応になり、防衛省自衛隊は政府の指定行政機関の1つとして、災害対処を行うこととなります。また、災害派遣の法的位置づけについて、災害対策基本法及び地方自治法において住民等の生命、身体、財産を守るの第一義的に、市町村及び都道府県であり、その能力を超える場合に国が支援するようになっています。防衛省は国家行政組織法、災害対策基本法及び防衛省設置法により国の指定行政機関として天災地変その他災害に際して対処する旨が明記されています。

早速堅い話が続きますが、次に防衛省自衛隊が災害派遣を行う場合の派遣の要件、いわゆる三原則について若干触れさせていただきます。防衛省自衛隊の災害派遣は先程からございますように、国の指定行政機関の1つとして活動する、すなわち国家として対処することから、派遣に際して3つの判断基準を設けています。1つ目が緊急性、状況から見て差し迫った必要性があること。また非代替性、自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。そして公共性、公共の秩序を維持するという観点において妥当性があること。この判断基準に基づきまして、災害派遣の命令権者は要請権者からの要請を受けて、災害派遣を実施します。

それでは、災害派遣の要請から撤収までの流れについて簡単にご説明をいたします。まず発災後、要請権者は現場の市町村長の要請等の状況を勘案しまして、派遣要請を防衛大臣又はその指定する者に対して実施します。防衛大臣又はその指定する者は、先程の三要件を踏まえ、派遣命令を下し部隊が派遣されることとなります。また、緊急性が高く要請を待つ時間が無い場合には、部隊による自主派遣が認められています。その後、派遣活動から撤収の一連の流れについても、要請権者の撤収要請を受領後、活動を終了して撤収することとなります。

続きまして、陸上自衛隊の災害派遣実績について3つの項目を順次説明をします。まず災害派遣の形態ですが、自然災害に対して、地震、風水害、火山噴火、山林火災、雪害、そして離島からの患者輸送と複数の形態があります。また自然災害に分類されない特殊災害については、昭和60年の日航機墜落事故、平成7年の地下鉄サリン事件、平成9年の日本海で起きたナホトカ号座礁に伴う遭難重油流出事故、平成11年の東海原発事故、平成16年17年の京都、茨城での鳥インフルエンザ、そして平成22年の宮崎県の口蹄疫が主要なものです。

次に、陸上自衛隊における年度毎の種類別派遣件数についてお話しします。緊急患者空輸が全体の約8割を占めており非常に高い頻度になっています。

次に、過去に発生した3つの大規模災害について、災害の概要と陸上自衛隊に及ぼした影響、そして災害対処上の特性等についてご紹介します。

まず、阪神淡路大震災についてです。この地震は平成7年1月17日午前5時46分、つまり真冬の早朝という死傷者が発生しやすい時間帯に大都市である神戸市を中心に発生した都市直下型の地震でした。亡くなられた方は約6,500人、負傷者は約4万人、全壊半壊家屋合わせて約46万棟という大惨事となりました。陸上自衛隊は発災後、3ヵ月強に亘る派遣期間の間に、延べ人員約170万人、車両約35万両、航空機約7,000機を投入し、北海道、本州、九州の部隊も投入しました。

また、この阪神淡路大震災時の対応の反省を反映して、自衛隊の災害派遣に関する手続きの簡素化、自衛官の権限の拡大、自主派遣の判断基準の明確化が図られると共に、新たな装備も導入されました。大きな災害派遣のターニングポイントとなった事案、派遣でした。この災害派遣活動を契

機に充実された装備品の1つがヘリコプター映像伝送装置です。この装置の仕組みを簡単に申し上げますと、機上若しくは地上で撮影された映像をいくつもの受信・中継地点、衛星等を経由して官邸まで伝送します。運用の目的は、現地の映像情報を迅速に中央等に伝送して、適時適切な状況判断に資することです。空中において、機上撮影装置を搭載したヘリコプターから被災地等の状況を映像送信することが出来るようになりました。地上においても地上撮影装置をもって、映像を配信することが出来るようになりました。現在では当たり前のようになっていますが、この大震災を契機にして導入された次第です。

続いて同じく本災害派遣活動以降導入された、人命救助システムの一部についてです。分隊、個人用器材としてカッターやチェーンソー、特殊工具類等が装備される形となりました。油圧器具、携帯式便所等の機資材はコンテナに入れ込まれます。このコンテナはヘリによる空輸が可能です。

続いて東日本大震災についてです。この地震は、平成23年3月11日、三陸沖を震源として発生したもので、亡くなられた方又は行方不明者は約2万人と未曾有の大惨事となりました。私は当時愛知県の春日井市で勤務していましたが、宮城県仙台市の南部にある亘理町に派遣されて、発災直後から5月末まで、3ヵ月弱、行方不明者の捜索にあたりました。発災後すぐに愛知県から出発しまして、現地に入るのに約20時間かかった記憶があります。その中でも、時速30キロから40キロ程でずっと走るのが非常に大変だったと今も記憶に残っています。また、当時を振り返りまして、我々身内につきましては、隊員の士気を如何に維持するのかということについて非常に考を重ねた思いがあります。当時私は偵察隊長で、オートバイ等を装備している部隊でしたが、隊員の士気を如何に維持するのかについて心を砕きました。衣食住が厳しいのは当たり前で、被災された方はもっと厳しい状況にあります。そうした中で連日凄惨な状況を目の前にして、隊員の気持ち、心をどのように維持していくのかについて、日々ミーティングをしたり、厳しい状況をお互い話し合わせて共有させたりしました。また現地ではなかなか笑うことはできません。幸いにも我々の部隊は駐屯地の中に入れましたので、駐屯地の中でミニゲームをして心の底から笑う機会を設ける等、身内の話としては、如何に隊員の士気を維持するのかに気を配った記憶があります。

一方で部隊以外に関連するところで非常に大切だと思ったことは地域コミュニティの重要性です。我々の捜索はローラー作戦と呼んでいます。一列になってずっと捜索をする形になります。それでなかなか見つからないという時には、地域の方々やそこに代々長く住んでいる方に同行していただいて、今度はポイントを捜索します。なかには、寝たきりの方を含むご家族2人で住んでいる御宅がありました。その方々と何日も連絡が取れないということで、現地の方を伴ってその地域に行き、必ずここら辺にいると教えていただき、無事発見に至ったことがありました。やはり、日頃から互いの状況を共有し合って、生活を営んでいくことが非常に大切だと思った次第です。

東日本大震災の対処上の特性としては、初めて陸海空自衛隊を統一指揮する統合任務部隊を編成したこと、初めて予備自衛官の災害招集をしたこと、米軍による救助活動が実施されたこと、震災対処と原子力災害対処の2正面であったことの以上4つが挙げられまして、自衛隊の陸海空総力を結集して、最後の砦として本震災対処にあたりました。

次に、自衛隊の活動状況を全般推移に沿ってお話します。3月11日の発災後、12日に第1原発の水素爆発により原発と津波の複合事態の2正面作戦を余儀なくされ、14日には統合任務部隊を編成、陸海空の総力を結集しての態勢に移行し、じ後10万人態勢を確立しました。その後活動の焦点は、人命救助から行方不明者の捜索、生活支援に逐次移行して、2ヵ月経過した5月10日、大臣の「被災者に安心感を付与しつつ、撤収」との指示の下、撤収を開始しました。原発の除染支

援と一部の生活支援を除き、8月31日に大規模震災の終結命令が下達されております。一方原発の除染支援については、12月、福島県からの撤収要請を受けて、12月26日に終結命令が下達、9ヵ月に及ぶ東日本大震災の対応に係る災害派遣活動を全て終了しました。

最後に、昨年9月の関東・東北豪雨に係る災害派遣についてです。この災害派遣は平成27年9月10日、関東・東北地域を台風が通過したことに伴い、宮城、茨城、そして栃木の局地的な地域で河川の越水が生じたことから対応したものです。初動時における部隊の戦力集中だとか、空路・水路からの迅速な救助活動を遂行した点に特色があります。ここ高島においても平成25年9月、台風通過に伴う河川の越水による水害に見舞われたこともあり、私どもの活動にも示唆を与えることが多々ありました。長期にわたりました茨城県の災害派遣活動の推移をご紹介します。水害発生以降、人命救助に係る災害派遣要請に基づき、捜索・救助活動以下、給水、入浴、防疫に係る要請を経て派遣活動を実施し、10日間の活動を行いました。

続きまして、最後の項目になりますが、平素における災害派遣対処態勢について、また、滋賀県内の災害対処を任ずる我々第3戦車大隊の取り組みについてご説明します。

災害派遣に対する平素の即応態勢については、武力攻撃等、事態対処に対する即応態勢に合わせて、突発的に発生する災害派遣のため、全国で約3,870名の隊員と1,100両の車両、ヘリ約36機の部隊が常に態勢を取っています。滋賀県内においては、私ども第3戦車大隊が災害対処に関わる即応部隊として準備しており、派遣命令を受領後、約1時間以内に出動できる態勢を平素から心得ています。なお、速やかに派遣する部隊は「FAST-Force」First Action Support-Forceと呼称されて、車両にステッカーが貼られていますので、ご承知いただければ幸いです。

次に、第3戦車大隊の防災に係る取り組みの状況です。平素から関係機関と連絡・調整・訓練等を通じて、想定外が無いよう、私以下気持ちを引き締め、準備を整えています。警察、消防と共同で訓練をしたり、関係自治体等との訓練の場を活用して練成したりしています。

次に、第3戦車大隊の警備区内における近年の災害派遣実績です。湖西地方における派遣が顕著であり、地理的特性から雪害、山地における行方不明者捜索、そして水害での派遣を実施しています。一方、琵琶湖西岸は断層が重層していることから、今後はこの傾向にとらわれずに、地震災害に対する備え、更に若狭湾に原発が存在しているので、原子力災害の備えも怠ってはならないと認識しています。

以上、災害派遣の法的枠組み、陸上自衛隊の災害派遣の実績、そして平素における災害派遣対処態勢について、映像を交えてご説明しました。今後とも高島市をはじめ、関係自治体、各機関等と密接に連携を図り、地域の最後の砦と自覚をして、地域の皆様の目線に立って安全安心に寄与すべく日々鍛えて備えてまいります。なお、この後空自饗庭野分屯基地司令より、私の行間を埋めるごとく更に深くご説明いただけたらと思いますので、引き続きご確認をいただければ幸いです。ご清聴ありがとうございました。

## 【司 会】

ありがとうございました。

続きまして、航空自衛隊饗庭野分屯基地の田中司令からご講演いただきます。田中司令は、平成10年に幹部候補生学校に入校され、航空総隊司令部、航空幕僚監部、統合幕僚監部等で職務にあ

たられた後、平成27年に第12高射隊長兼饗庭野分屯基地司令に就任され、現在に至っておられます。本日は、「航空自衛隊の災害派遣活動について」と題しまして、お話をさせていただきます。それでは田中司令、よろしくお願いいたします。

#### 【田中司令】

皆様こんばんは。航空自衛隊饗庭野分屯基地からまいりました田中と申します。本日は、大勢の皆様を前に非常に緊張しています。ご説明内容には眠くなるくらい難しい話もございます。途中で私が眠ってしまいましたらどなたか起こしてください（笑）。

内容につきましては、先程の伊藤司令の説明と重複する部分もありますがご容赦願います。

まず、災害派遣の基本的な仕組み等につきまして法律や規則、態勢といった観点からお話します。

はじめに自衛隊の任務における災害派遣の位置づけについてです。自衛隊法の第3条に本来任務として、主たる任務と従たる任務が規定されています。各任務は、自衛隊の行動と呼ばれるもので、細部は、自衛隊法の76条から84条にわたり書かれています。災害派遣には、災害派遣、地震防災派遣、原子力災害派遣があります。次に違いについてお話し申し上げます。災害派遣は、従たる任務の一部ですので、自衛隊のほとんどの装備、訓練等は、災害派遣を前提とされていない、ということをお留め置きいただければ幸いです。

災害派遣の枠組みについてです。自衛隊の災害派遣については、災害対策基本法及び自衛隊法83条が行動の根拠にあります。地震防災派遣及び原子力災害派遣については、それぞれ2つの特措法があります。大規模地震対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法です。次に自衛隊法83条に基づく災害派遣ですが、83条は、要請に基づく派遣、自主派遣、近傍派遣というものに区分されています。自衛隊の災害派遣は、都道府県知事からの要請に基づき実施することが原則ですが、特に緊急を要し、要請を待つとまが無い時、自主派遣が出来ることとなります。航空自衛隊におきましては、自主派遣の枠組みにおいて一定以上の強い地震が起きた場合、自動的に航空偵察を行うことになっています。また、近傍に火災が発生した場合も要請を待つことなく近傍派遣ができることになっています。

次に、地震防災派遣については、予知型の地震を想定しており、その地震の脅威が高まり、内閣総理大臣が警戒宣言を発令し、地震災害警戒本部長として防衛大臣に派遣を要請した場合に災害派遣が始まります。現在予知の可能性があるのは、東海地震のみと言われており、その限定的な可能性に対応するためのものとなっています。実施の内容としては、避難に必要な情報の伝達、情報の収集、人員物資の緊急輸送等があります。原子力災害派遣につきましては、基準値以上の放射線量が検出された場合に、こちらも内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発令し、原子力災害対策本部長として派遣を要請した場合に防衛大臣が派遣するものです。実施する内容としては、線量のモニタリング支援等があります。

災害派遣の三原則については、先程伊藤司令からご説明があったように、公共性、緊急性、非代替性があります。これらをクリアしての活動ですので、時には大変厳しい環境下の活動になります。

災害派遣に関係して、各組織の初動対応の態勢等について説明します。災害が発生した際、政府の対応として、関係省庁等から内閣情報集約センターに情報が入ります。このセンターは、内閣総理大臣、内閣危機管理監等に速報すると共に関係省庁の参集要員を参集することになります。災害の状況によっては、官邸の危機管理センターにおいて体制強化がなされます。

よく災害に関するニュースで、「政府は情報連絡室を官邸対策室に格上げし・・・」、と耳にされたことがあるかと思いますが、政府官邸の危機管理体制は事態が大きくなるにつれ、その対応が強化されます。事態が最も小さい場合に設置される情報連絡室の近年の事例は、多数あるため省略させていただきます。次に、大きな事態に対応する官邸連絡室が設置された事例では、27年9月の関東、東北の豪雨がありました。その次に、深刻な事態の対応で官邸対策室が設置された事例は、口永良部島噴火、大島土砂災害、今年の函館市震度6の地震です。事が更に大きくなり、非常災害対策本部が設置された事例は、26年の豪雪、御嶽山の噴火、広島のと砂災害、そして記憶に新しい熊本大地震がありました。また、最も大きな事態に対応する緊急災害対策本部が設置された例は、唯一東日本大震災があります。ちなみに、今朝の福島県沖の地震においては、地震直後に官邸連絡室が立ち上げられ、その後官邸対策室に格上げされ、対応にあたった旨本日报道がありました。

次に、防衛省自衛隊における対応、処置事項について申し上げます。防衛省においても大規模地震発生情報が、すぐさま省の幹部に伝えられ、状況に応じて災害対策連絡室、災害対策室、災害対策本部が設置され対応にあたります。また、地震発生場所に近い自衛隊の部隊は、航空偵察を始めとする情報収集を開始し、地域の情報について上級部隊を通じ、防衛省本省に伝えることとなります。基本的には、都道府県知事からの要請に基づく災害派遣となりますが、要請を待ついとまが無い場合、防衛大臣又はその指定する者による自主派遣となることもあります。やはり、大規模地震等の災害発生直後は、被害状況等の情報が如何に正確かつ迅速に把握できるかが、その後の活動の的確性、効率性を決めることに繋がりますので、航空偵察や情報収集の重要性がご理解いただけると思います。

先程出てきましたが、災害派遣に係る初動対処態勢として、平素から陸海空自衛隊の各部隊は、震度5以上の地震が発生した場合又はその他自衛隊が対応する可能性のある災害が発生した場合、速やかに航空偵察等の情報収集活動が可能であるように、常に態勢を取っています。これらの部隊をFirst Action Support Force「FAST Force」と呼んでいます。平成25年9月1日の防災の日に、当時の小野寺防衛大臣によりこの呼称が発表されました。

航空自衛隊は、このFAST Forceに関連し、航空救難の任務及び緊急輸送任務で待機する航空機が状況に応じ、災害発生時の初動対応を実施します。全国の基地では、救難機約20機と輸送機3機が常時態勢を取っています。救難機のU-125A及びUH-60Jは、全国10箇所の救難隊所在基地にて待機しています。同様に、輸送機は、入間基地、小牧基地及び美保基地にて各1機が待機しています。これらが災害派遣等で初動対応できるように常に態勢を取っています。

続いて、大規模震災対処等の部隊組織について申し上げます。大規模震災における災害派遣は、大規模で複雑多岐にわたる陸海空の部隊を一本化して効率的に運用するため、統合任務部隊、Joint Task Force (JTF)を組織して対応することとなります。地方の一例を挙げると、防衛大臣の下、陸自の中部方面総監が統合任務部隊指揮官となり、陸海空3つの部隊を指揮することとなります。この場合は、陸自部隊を中部方面総監が兼ねて指揮をし、海自の場合は舞鶴地方総監が、空自の場合は航空総隊司令官が指揮をすることとなります。

原子力災害対処では、統合任務部隊 (JTF) を組織しての対応が基本となります。統合任務部隊は、発生場所を担当する方面総監を指揮官として組織することとなります。大規模震災と同様、海自部隊は地方総監が、空自部隊は航空総隊司令官が指揮官となります。自衛隊の実施事項としては、住民避難支援、緊急時モニタリング支援等がありますが、集じん飛行という言葉は中々耳慣れない言葉かもしれません。これは上空に広がった放射性物質を集じんポットと呼ばれる装置を装備

した航空自衛隊の航空機が採集してくるという任務です。これを持ち帰り、大気の汚染状況が詳しく分析されます。

次に、災害派遣活動にも応用される航空自衛隊の救難や輸送の機能等について説明いたします。

まずは救難部隊の概要です。空自には行方不明になった自衛隊の航空機、乗員の捜索、そしてその救助のための航空救難という任務があります。全国各地に救難部隊が所在する基地、航空救難団に所属するヘリ空輸部隊があります。航空自衛隊の救難のための航空機であるU-125Aというジェット機は、その持ち前のスピードと行動範囲の広さを活かし、いち早く捜索エリアに駆けつけ、活動を開始します。赤外線暗視装置等の装備により、昼夜を問わず捜索を実施できますが、空中で止まることはできません。従って、後から到着するUH-60Jに発見した遭難者等の位置を伝えて誘導したり、遭難者に上空から援助物資を投下して支援を行ったりします。UH-60J救難ヘリコプターは現場に到着するとホバリング（空中静止）する等して遭難者を救助、機内に収容します。両方の航空機とも、患者の空輸といった災害派遣においても活躍しています。UH-60Jは、機体の前方に棒のようなものが付いていますが、これは空中給油機からの空中給油を可能にするプローブというものです。これによって、行動範囲、行動時間を広げることができ、救難能力も向上することになります。

航空自衛隊の輸送部隊の概要をお話します。輸送部隊は、航空機により人員、装備品等を輸送する任務を担当している部隊です。北から、千歳基地には特別輸送機又は政府専用機と呼ばれているB-747が、埼玉県の入間基地にはC-1輸送機及びU-4多用途支援機が、愛知県の小牧基地にはC-130H輸送機とKC-767空中給油輸送機が、鳥取県の美保基地にはC-1輸送機が配備されています。

航空自衛隊の主な輸送機についてご紹介します。C-1、C-130H、KC-767の固定翼航空機は、その速度と航続距離の長さから長距離輸送に適していると言えます。一方CH-47Jヘリコプターは、速度こそ固定翼機に劣りますが、滑走路の整備された飛行場に限らず離着陸が出来るため、短距離、中距離の局地輸送に適しています。大規模震災の災害派遣における物資輸送では、全国からの支援物資等、固定翼輸送機で被災地に近い拠点飛行場に運び、そこから個別の被災地にある広場やグラウンド等に輸送ヘリコプターで最終的に運ぶというのが一般的な流れになります。物資の他にも災害派遣部隊を被災地に運んだり、また、政府関係者を現地の対策本部へ輸送する場合にも、素早く対応できる手段として活用されています。

次は、空飛ぶICU（集中治療室）とも呼ばれている機動衛生ユニットについてです。これは、機上医療を行いながら重傷救急患者を運ぶため導入されました。機上医療とは、医療の監視、応急的な医療措置、看護といったことを指します。機上医療を受けた重傷救急患者は、空輸された先の飛行場から専門の高度医療機関へ最終搬送されることになります。機動衛生ユニットの中には3つのベッドがあり、最大3人の重傷救急患者を収容できます。それに加え、医師、看護師、救命士、管理要員の4名が同乗し、機上医療に対応することになります。このC-130輸送機には、2つの機動衛生ユニットを同時に積むことができます。地方から高度専門医療の環境が整った病院のある都市部へといった重傷患者輸送等災害派遣にも活躍しています。派遣実績については、平成27年度は災害派遣5件、平成26年度は9件でした。

機動衛生ユニットとドクターヘリの特性を比較すると、機動衛生ユニットは、搬送患者数が1ユニットあたり最大3名とドクターヘリよりも多いのに加え、搬送距離を1,000km以上確保しています。ただし、ドクターヘリと異なって、少なくとも一旦医療機関等で処置を受けた患者を対



象として搬送する点や飛行場以外に離着陸ができないという弱点を持ち合わせているので、機動衛生ユニットとドクターヘリでは大きく役割自体が異なることが分かります。

最近の災害派遣の実績や事例についてご紹介申し上げます。平成18年度から27年度にかけて、自衛隊陸海空全体で実施した災害派遣の10年間実績の中で、平成27年度は、合計541件でした。全体としては、平成21年度にかけて減少、その後はある程度一定して推移しています。内訳別に見ますと、急患輸送が7割から8割を占めています。急患輸送の件数が多い都道府県は、長崎、鹿児島、沖縄と離島が多い地域です。これらの地域でドクターヘリが導入され、運用の安定がなされてきていることが、自衛隊の輸送件数を下げてきていると思われまます。平成18年度以降、長崎、沖縄、鹿児島の順でドクターヘリが導入されました。言い換えると、先程の三原則にあった非代替性という言葉覚えてらっしゃると思いますが、非代替性：代替手段が無い場合に自衛隊が出動しますが、このドクターヘリは、代替手段にあたる部分で活躍の場を広げているということになります。

次に、昨年27年9月の関東、東北地方豪雨に係る災害派遣活動についてご紹介いたします。台風18号の記録的な大雨で河川の氾濫が相次ぎました。このため多数の孤立者が発生し、茨城、宮城、栃木の各県知事から災害派遣要請がありました。航空自衛隊は、捜索機及び救難ヘリコプターをもって茨城県における孤立者の捜索救助を実施すると共に百里基地から茨城県庁等への連絡要員の派遣及びRF-4E偵察機による被災地の写真撮影に取り組みました。活動の間、航空自衛隊としては、孤立者141名を救助しました。

次に、今年4月に発生した熊本大地震に係る活動についてご紹介いたします。自衛隊は、この大規模地震に対して災害派遣活動を実施するため、統合任務部隊を組織し、最大2万6千人の態勢で活動しました。発災の直後、福岡県築城基地でスクランブル待機に就いていた戦闘機をすぐさま発進させ、航空偵察活動を実施すると共に、茨城県百里基地のRF-4E偵察機による航空偵察も実施しました。空自の部隊は、約1,000名規模で対応にあたりると共に、地上における活動として、給食支援、給水支援、入浴支援等の活動を実施しました。また、航空機による活動として輸送機、輸送ヘリに加え、救難ヘリコプターを活用して、航空輸送を実施しています。

次に、先程ご説明しました急患輸送、傷病者の空輸といった最近の事例をご紹介いたします。今年4月13日、第2管区海上保安本部長から災害派遣要請を受けて、宮城県の松島救難隊が外国籍の船舶から傷病者をつり上げました。この傷病者は、ヘリの機内に收容された後、松島基地に輸送され、そこで救急車に引き継がれました。同年4月18日、第11管区海上保安本部長からの災害派遣要請を受け、沖縄県にあります那覇救難隊が外国籍のタンカーにアプローチしました。UH-60Jが使われ、收容された負傷者は、新石垣空港まで空輸されました。

(平成28年)6月12日、同じく第11管区海上保安本部長から災害派遣要請を受け、沖縄県的那覇救難隊UH-60Jヘリコプターが、イカ釣り漁船から傷病者をつり上げました。先月(平成28年10月)26日の未明、北海道知事から災害派遣要請を受け、北海道の千歳救難隊が利尻空港から丘珠空港まで患者を空輸しました。これらは活動の一部ではありますが、先に述べた三原則の非代替性、他に代わりが無いという場合、つまり民間航空機やドクターヘリ、更に警察や消防、海上保安庁も断念するような悪い天候においても、自衛隊は災害派遣のフライト要請を受けることがあります。活動する部隊は、もう後が無いという意識で、航空機や航空法の制限ギリギリの判断及び行動をすることもあります。特に、救難隊のメディックと呼ばれる実際に災害現場につり下ろされる救難員たちは、自分達のことを最後の砦であると自覚して日々厳しい訓練をしています。

最後に私ども饗庭野分屯基地の装備品で、災害時にもお役に立てる車両について簡単にご紹介します。まず炊事車ですが、一度に約600人分の米の炊飯が可能です。サイト用人員輸送車と呼ばれる車両は四輪駆動のマイクロバスです。消防車もありますが、2トンの水タンクと化学火災用の薬剤を備えています。我々がカーゴと呼んでいるトラックは後ろに1トンの水タンクを牽引できます。ホイールローダーという車両は、土木作業、冬場は除雪でも活躍しています。5トンの水を運べる水タンク車もあります。待機車1号と呼ばれ、3段ベッドにして24名分の寝床が確保できる車や待機車2号といって簡易シャワー、洗面所、簡易トイレを備えている車両もあります。基地内にも救急車があり、傷病者の搬送に使用しています。

最後になりますが、災害派遣に限らずとも危険と言われる任務は多数あります。実際の任務において、如何に安全係数を高めてミッションをコンプリートできるか、これを念頭に先程の救難隊のみならず、陸海空自衛隊員は常日頃厳しい訓練に向き合っていることをご理解いただくと幸甚です。航空自衛隊、そして私ども饗庭野分屯基地は、万一の事態が無いことを切に祈りつつ、それでも万一の際には地域の皆様の安心安全のお役に立てるように、これからも日々の訓練に一生懸命励んでいきたいと思っております。今後とも自衛隊の活動へのご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます、結びとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

#### 【司 会】

ありがとうございました。ただ今から10分間の休憩とさせていただきます。現在20時20分ですので20時30分から開始させていただきます。お時間までにご着席いただきますようお願い申し上げます。第2部の講演終了後、第1部に関するご質問を含め、質疑応答の時間を設けておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、お手元のアンケートのご記入もご協力お願い申し上げます。

#### (休 憩)

時間になりましたので、第2部を始めさせていただきます。第2部は地元自治体からのご講演をいただきます。

まず、滋賀県総合政策部防災危機管理局地震・危機管理室の西村室長様から「滋賀県の地震防災対策について」と題しまして、ご講演いただきます。それでは西村室長様、よろしくお願い致します。

#### 【西村室長】

皆様改めましてこんばんは。ただ今ご紹介に与りました、県の地震・危機監理室の西村でございます。日頃より防衛省近畿中部防衛局の皆様、それから陸上自衛隊の今津駐屯地の皆様、航空自衛隊饗庭野分屯基地の皆様には訓練等で大変お世話になっており、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、本日は、このような大変貴重な機会を設けていただき、誠にありがとうございます。私は、地震の専門家ではありませんが、できる限り我々の知っていることを皆様に分かりやすくお伝えできれば、皆様のお役に立てるのではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の内容ですが大きく3点お話いたします。まず、今朝も非常に驚きましたが、地震が発生いたしました。福島県の方は非常に驚かれたのではないかと思います。恐らく今も避難されている方がいらっしゃると思いますが、まずは地震の起こるメカニズムに触れたいと思います。

次に、他府県で発生した地震の概要にも触れながら、本県に被害をもたらす地震について、どのようなものがあるのかご説明し、最後に東日本大震災以降の滋賀県の地震対策についてお話いたします。

まずは、世界の地震・震源の分布図をご説明します。震源分布図を見ると地震が発生している場所を示す点で日本がほとんど隠れるくらい日本に集中しています。これは先程のご挨拶にもありましたが、我が国日本は地震が非常に頻繁に発生している地域です。その原因は、地球の表面を覆っているプレート、地殻というものです。このプレートが地下のマントルの対流によって動くことが地震の発生原因と言われていています。日本列島周辺のプレート図は教科書でご覧になったことがある方も多くいらっしゃると思いますが、具体的な原因として日本列島にある陸地側のプレートの下に海側のプレートが入っていき、沈み込むように動いているので、そのプレートの運動によって海溝型の地震が発生します。摩擦が起こり、引きずられて跳ね上がって地震が起こります。あるいは、プレートの中で亀裂があり、地震が起こることもあります。もう1つは、海側のプレートがずっと沈み込むことで陸地側プレートがぐっと圧縮され力が両方から加わると、その圧力によって亀裂が入ります。これが内陸型の地震です。ちなみにこの話が分かってきたのは比較的最近です。日本の地震学会が創立したのが明治13年なので、約136年前になります。それまで学問として無かったものが、ここ最近になって研究が充実して地震の構造が分かってきたということです。

日本で発生した主な海溝型の地震としては、2011年の東北地方の太平洋沖地震があります。これは先程申し上げた海溝型の地震で、いわゆる東日本大震災を引き起こした原因です。モーメントマグニチュードというものがあります。マグニチュードというのは地震計で測りますが、地震計では測定できないほど非常に大きな地震規模であった場合、様々な要素を足し算して算出します。それがモーメントマグニチュードです。東日本大震災では国内で観測史上最大の9.0という観測値であったそうです。当然、震度は最大震度7が記録されました。ご承知のとおり、非常に大きな津波、15mを超える津波が発生しました。本日の福島県沖の地震の最大の津波の高さが1.4mでしたので、それと比べますと東日本大震災では約10倍の高さの津波が襲ったということです。

東日本大震災の被害状況としては、非常に多くの方が亡くなったり、怪我をされたり、建物についても相当数が破壊されました。

先程もお話があった1995年に発生した兵庫県南部地震、いわゆる阪神・淡路大震災の原因となった地震についてお話します。こちらはマグニチュード7.3、モーメントマグニチュード6.9でした。ちなみにマグニチュードの数字が変わると規模がどれくらい異なるか皆様ご存じですか。簡単な理屈でするので覚えていただければと思います。マグニチュードが0.2違うと、エネルギー規模が約2倍異なります。よってマグニチュードが1.0異なると0.2が5つある、つまり2の5乗で、約32倍のエネルギー規模の違い、大きさが出るということです。マグニチュードが2.0違うと約1,024倍のエネルギー規模の違いが出ます。東日本大震災と阪神淡路大震災ではマグニチュード差が2.1だったので、エネルギー規模は約1,300倍の差がありました。今後ニュースにて、マグニチュードが報道された場合には、他の地震と比較してどれくらいの差があるのか、簡単に計算していただけます。

次は、今年起こりました熊本地震です。これは皆様の記憶に新しいと思います。こちらはマグニチュード7.3ですのでほぼ阪神淡路大震災、兵庫県南部地震と同等の規模と言えます。ただ条件が異なっているので、被害の状況は変わります。と言いますのは、阪神淡路大震災の時には新耐震基準の建物が無く、建物の状態が全然違っていました。従って、今回の熊本地震でもかなりの被害

がりましたが、状況は異なります。例えば、特徴を申し上げますと、熊本地震では震度7の地震が立て続けに2回起こりましたが、これは観測史上初です。一連の地震で、震度6弱以上の地震が連続で7回発生したのも観測史上初めてでした。また、熊本地震は余震の発生回数が非常に多く、発生から15日間で1,028回ありました。ちなみに阪神淡路大震災は230回、新潟県の中越地震でも680回なので、如何に熊本地震の余震が多かったのかが分かります。

熊本地震の被害状況については、阪神淡路大震災と比べると死者の数が極端に少ないということが分かります。一方建物の被害についても全く数が違います。都市部と地方との違いもあったのかもしれませんが、少なくとも日本の建築水準が上がっていることがこういった被害の軽減として実際に現れているのではないかと思います。

次に、2つ目の話題ですが、本県に被害をもたらす地震にどのようなものがあるのかということです。1つは、南海トラフ巨大地震、これは先程の海溝型の地震であり、プレートの境界で発生する地震です。また、活断層が動くことによって発生する地震は、例を1つ上げますと、琵琶湖西岸断層帯地震です。これは熊本地震や阪神淡路大震災と同じメカニズムで発生する地震です。

まず、東海・東南海・南海が複合的に発生する南海トラフ地震ですが、これは専門家によると非常に発生する確率が高いと言われています。学者によって異なりますが、2030年代に起こるのではないかと、少なくともあと10数年の間に起こるのではないかととも言われています。仮に発生すれば、西日本全域に被害が及ぶような、大規模な震災になるのではないかとされており、我々も非常に心配しているところです。

南海トラフ地震が発生した場合の滋賀県の被害想定についてご説明します。被害の基本ケースを想定すると震度6弱はほとんどありません。基本ケースの場合、平野部は震度5強以下になると思います。ところが起こる場所が陸側になりますと一変し、距離が近く影響が大きくなるので湖東地域で震度6強の部分も出現し、被害が甚大になることが懸念されます。

次は、琵琶湖西岸断層帯の地震です。これは内陸型の地震であり、特徴としては規則性がなく、いつどこで起こるか分からない、また、震源が近く甚大な被害をもたらすと言われています。この琵琶湖西岸断層帯は国道161号線沿いに走っていると思っていただいても間違いありませんが、非常に危ない地震と言われています。国が発表した資料によると、非常に発生確率が高いようです。

活断層が動いて起った地震で過去の事例をご紹介します。1909年8月14日に発生した姉川地震、今から約100年以上前に滋賀県内で起こった地震ですが、非常に甚大な被害に見舞われたようです。熊本地震や先般の鳥取中部の地震、今日も福島県沖で地震がありましたが、本県もいつ直下型の地震が起こって、我々が実際住んでいる住宅がこのようになってしまうか分からないので、常に備えておくことが大切です。

県内の活断層について、琵琶湖西岸断層帯は、一番発生確率が高く、約1～3%とされています。活断層の場合は、千年単位から万年単位で周期的に動くと言われてるので、結局我々が生きている間に動くかは分からないような数字です。他方、国の地震調査研究推進本部が発表したところによると、全国的に申し上げて今後30年間の地震発生確率1～3%というのは、Sランクという最も危険度の高い地震とされています（我が国の主な活断層における相対的評価：活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。）。Sランクは全国で31断層あり、その内の1つが琵琶湖西岸断層なので、よくよく注意する必要があります。また、その他にも確率の高い断層があり、頓宮（とんぐう）断層や琵琶湖

西岸断層と並行に走っております花折（はなおれ）断層、鈴鹿山脈の方には鈴鹿西縁（せいえん）断層が県内にはあります。滋賀県は今まであまり災害が無かったので安全な所だと思い込んでいる方もいらっしゃるかもしれませんが、実は断層が琵琶湖を取り囲むように配置されており、いつ地震が起こってもおかしくない地形になっていることをご理解いただきたいと思います。

滋賀県におきましては、東日本大震災の教訓として県内各地での地震の被害想定を見直しました。平成26年3月に公表した地図（<http://www.pref.shiga.lg.jp/bousai/20140319higaisoutei.html>）があります。琵琶湖西岸断層帯が動いた場合、赤い部分が非常に被害の大きくなる場所です。今回のご当地高島市についても非常に揺れる危険性が高いと示されております。幸いなことに、どのような地震が起こっても断層が動くということは震源地エリアの被害は甚大になるものの、滋賀県全域が深刻な被害を受けることはあまり無いと考えられています。

地震のケース別の被害と数量の一覧をまとめております。例えば、琵琶湖西岸断層帯の北部は、死者が約1,000名から2,000名で、負傷者の方が1万人あるいは2万人単位、避難者の方が25万人位、建物についても3万8千や8万3千といった被害があるのではないかと予想されている次第です。地震の特徴は、先程申し上げた海溝型の南海トラフ、県内で起こる直下型地震、この2種類によって対応も変わってくるだろうと考えています。内陸型の地震の場合は、当然県内で大きく被害を受ける地域が出てくると予想されますが、滋賀県内部での発生なので、他の県からの応援が期待できるのではないかと思います。一方、南海トラフ巨大地震は、西日本全部が被害を受けるものの、滋賀県の場合、内陸に位置しているため、他府県と比べると被害の状況は非常に小さくなります。これは有り難いことですが、一方で滋賀県が被災しても他府県からの応援があまり期待できず、自力で復旧復興、応急対策をしていかなければならず、少し課題があると考えています。

最後に本県の東日本大震災以降の地震対策についてお話します。今年の1月に県の危機管理センターを開所したことを始めとして、3月には防災ポータルを更新しました。この危機管理センターというのは県の地震対策を講じる上で大きな存在であり、これが出来たことにより様々な対策が可能になりました。実は危機管理センターの来館者が本日1万人を超えたので、今日の午前中にセレモニーをしました。非常に沢山の方、だいたい月に1,000人位の方にお越しいただいております。1階に色んな展示もしており、施設をご覧いただくと同時に、地震や風水害の資料等々もご覧いただきながら、知識を深めていただけます。未だお越しいただいていない方がいらっしゃれば、お待ちしております。

危機管理センターの機能としては2つございます。まずは非常時の災害対策本部としての機能で、ここで迅速な応急対策を講じていきます。非常時には関係機関が集結して、連携を図りながら対応していきます。平時における機能は、県民の皆様にご利用いただくことです。研修を行っていただいたり、展示を見ていただいたり、交流をしていただいたりと様々な利用方法に取り組んでいます。そこで研修交流プログラムというものを県で策定しました。県民の皆様自身が、自分の命は自分で守るという知識あるいは意識を持っていただくことを目的にこのような取り組みをしております。例えば、自主防災組織のリーダーの研修会や、災害から子どもを守る研修会、あるいは救急医療の基礎的な研修会といった58の事業を今現在行っています。特に、毎月1回開催しています防災カフェは、専門家の方に実際にセンターに来てもらい、夕方から2時間程度実施をしています。コーヒーやちょっとしたお菓子を食べていただきながら、専門家の方から直にお話を聞いて、疑問点はその場でぶつけていただけます。防災カフェは、非常に気軽に参加していただける事業として実施しております。これまで6回実施しております、次回は12月19日に歴史と文化を災害から守

るためにという題材で文化財関係を取り上げます。1月17日には地震災害と身近な防災対策ということで、熊本支援に行った県の職員から色んな話が聞けます。

非常時にはセンターを災害対策本部として使うのは当然ですが、平時は研修や交流の場所として使用しています。ちなみに熊本地震の時、現地対策本部として政府から関係者の方が熊本県庁に集結されましたが、約150人の方がいらっしやったと聞いています。従って、相当なスペースがないと実際に応援する側の機関もなかなか連携を取りづらくなります。熊本県庁にも防災センターがありました。相当混乱が起こったと聞いています。本県の場合はそのようなことは起こりません。

情報連絡員についてご説明します。情報連絡員とは災害時に県から各市町に人員を派遣して、色んな情報を収集しようと取り組んでいるものです。熊本県でも益城町が相当な被害を受けられました。庁舎もかなり損壊したので、中で執務が行えませんでした。実際、市町の職員の方も被災された方なので、被災者の方に直ちに動いていただくこともなかなか難しいものです。そういった場合は県から職員を派遣して、市町の応援をしようとするこのような情報連絡員の制度を作っております。

県として様々な対策をしていますが、もう1つ重要な要素は、如何に県民の皆様への確に情報を伝えるかということです。これは未だ取り組みの途上ですが、今年3月に県のポータルサイトを改良して、例えば、緊急情報や被害情報、あるいは気象情報、観測情報等、こういったものをインターネット上で配信して、誰でも見ることができ、正確に判断をできるように取り組んでいます。

県のホームページの左下の防災ポータルというところをクリックすると、防災関係の画面が出てきます。例えば、ご自分のお住まいのところが水害に遭う危険があるかを知りたい場合に、防災被害マップをクリックすると防災マップのページが出てきます。例えばこのページの災害リスクを抽出してみるを押しますと、地図が出てきます。仮に100年に1度の確率の雨が降った場合にどのような被害が起こるかを示した地図を見ると、青色がだいたい50cm以下の浸水、黄色の部分が50cmから1m、もう少し濃い色になってくると1m以上となり、凡例を参考に地図上で水害エリアを見ることができます。様々なリスクがありますので、水害だけでなく土砂災害の危険性等、色んなリスクについても、こういうものを活用して見るすることができます。

まとめですが、現在県では、熊本地震の教訓を踏まえて、地震対策の見直しを行っています。実は本日もプロジェクトチームの会議を開いて、様々なことを検討してきたところです。今回熊本県で起こったことが、滋賀県で全て課題になるとは言いませんが、かなり参考になる部分もあります。そういった参考になる部分はできるだけ早く県の地震対策に取り入れて、普段からの見直しを絶えず行うことが大事ではないかと思えます。

また、県においては、やはり県民の皆様の自主的な取り組みも非常に重要だと思っております。いわゆる自助共助です。県が出来ることは限られています。実際に災害が起こった際、県民の皆様お一人おひとりをすぐ守ることができる訳ではありません。ですから、普段から正しく備え、正しく行動していただくことをお願いしております。いざという時は、皆様がご自分の命、ご自分の財産を守れるよう取り組んでいます。特に、最近は今日のような大地震をはじめとして、例えば広島、北関東のような豪雨災害や巨大な台風、今年で言うと900hPaという大きな台風が発生していますが、そういった災害はいつ起こるか分かりません。また予想することが困難なくらい巨大な災害が襲ってくることも想定されます。県でも最大限の努力をしていますが、なかなか皆様にそういう情報が届かなかつたり、あるいはいざという時はややもすると行政がなんとかしてくれるだろうと県民の皆様が過信されていたりすることも場合によってはあり得ると思っております。災害というのは過去何度も繰り返されてきた歴史があるので、この歴史をしっかりと学び、今日ここに

らっしゃる皆様が生きている間は滋賀県で災害が起こらないかもしれませんが、あと100年、200年後に起こった時、本当に自分達の子々孫々が命を守れるのだろうかという視点に立っていただき、防災を後々まで繋げていくことが、今を生きる我々の役割だと思っています。いざという時に、自助共助、行政が取り組んでいる公助の3つが上手く機能するようにこれからも取り組んでいきたいと思っていますし、滋賀県が一番安全で安心な県であると自分達も言え、他府県からもそう言っていただけるように今後とも努力をしていく所存でございます。引き続き皆様のご理解ご協力をお願い申し上げまして、私の話は終了させていただきます。ご清聴ありがとうございました。

#### 【司 会】

西村室長様ありがとうございました。

続きまして、高島市政策部総合防災局防災課の大浦主任様から「熊本地震から見た高島市の防災対策について」と題しまして、ご講演いただきます。それでは大浦主任様、よろしくお願いたします。

#### 【大浦主任】

改めまして皆様こんばんは。高島市役所総合防災局の大浦と申します。普段は出前講座等で地域の方にお話をさせていただく機会がありますが、今日はこういった高い席からで柄にもなく緊張しておりますが、最後までお付き合い願います。今日は「熊本地震から見た高島市の防災対策について」という題目で簡単にお話させていただきます。

大きく3つの項目についてお話をいたします。1つ目は今回起こりました熊本地震について、2つ目は熊本地震で災害支援派遣に行っておりましたので、そのご報告をいたします。3つ目は熊本地震を受けての高島市の災害対応についてです。

1つ目の熊本地震の概要について、先程西村室長の方からお話がありましたので軽く流したいと思います。本年4月14日21時26分に熊本県熊本地方を中心として、マグニチュード6.5の大きな地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測しました。その28時間後の4月16日の未明に同じく熊本県内でマグニチュード7.3の大きな地震が発生して、熊本県西原村と益城町で震度7を観測しました。

先程前震、本震の話がありました。今回の熊本地震は、阪神淡路大震災と同規模の大地震でした。まず一発目に発生したマグニチュード6.5の地震が本震で、その後に発生するものは余震であるというのが通例でした。しかし、16日未明にマグニチュード7.3の地震が発生したことを受け、気象庁はこの地震が本震で、14日の地震が前震であったという見解を発表しました。また、これ以降も大きな地震が続いて発生しました。

熊本地震の震度5弱以上の一覧を見ると、4月14日に一発目が起きてから、6月12日にかけて震度5弱以上の揺れが数多く起きました。地震を受けての被害状況ですが、消防庁のホームページを引用したところによると、11月14日現在で熊本県の死者が137名に上っております。地震直後は20名程だったと思いますが、地震を原因としてお亡くなりになった方がその後沢山でてきたということです。

熊本地震の建物被害ですが、先程もご紹介があったとおり、沢山の建物が倒壊しました。全壊は

8, 000棟を超え、半壊、一部損壊になると、桁が変わってきます。

今回の熊本地震を受け、高島市も災害支援派遣に行ってきましたので、そのことをお話します。

まず高島市からの災害派遣状況ですが、大きく3つの派遣調整元のご依頼を受けて派遣支援をしております。まず厚生労働省からの調整により、保健師1名が南阿蘇村に避難住民の方の健康支援に行っております。また、日本看護協会から看護師数名が同じく南阿蘇村に行き、被災者のケア等を行っております。3つめの関西広域連合の調整により、2名が一番被害の酷かった益城町に入り、被災地における住まい支援等の相談窓口の対応をいたしました。

こうして関西広域連合の支援活動の一環として熊本県へ派遣されることになりました。関西広域連合全体としての支援は、地震が起きた直後から、県を通じて始まっており、第1陣は4月23日から災害支援に入っています。高島市としては第6陣(5月27日～6月4日)から加わりました。第6陣の派遣は、県庁の職員の方、日野町の職員の方、私ども高島市の職員、各2名ずつの6名で、り災証明の発行業務と住まい支援の相談業務の2チームに分かれ支援しました。県の方1名と高島市の2名が住まい支援相談業務に従事しました。住まい相談支援業務としては、役場のすぐ横に男女共同参画センターがあったので、そこでの電話の問い合わせや、公民館に来られる方に対する窓口対応を行いました。我々高島市の2名は、基本的にこの窓口対応に従事いたしました。相談窓口に来られる方に対し、色んな支援制度があるので、その説明をしたり、申請書の記入の仕方や受付をしました。多い時は1日一人当たり30件程度対応しました。

益城町はちょうど熊本市の隣、熊本県の中央部に位置します。熊本市内でも所々被害は出ていますが、生活の様子は至って普通の状況でした。一部マンション等で壁が落ちたり、基礎がはがれたり、熊本城も石垣が落ちたりしました。一方、隣接する益城町は酷い状況にあり、家が傾いたり完全に倒れている状況でしたし、神社の石の鳥居が根元から折れていました。

今回の地震により、益城町役場が相当な被害を受けたので、危険と判断され、基本的に一般の方は立入禁止となっていました。ただ役場の方はその中でそのまま業務をされていましたが、関西広域連合の事務局もこの役場の庁内にありました。

先程ご説明した支援活動場所は、益城町役場の道を隔てた場所にある支援本部にて住まい相談電話窓口を置き、役場のすぐ近くの公民館で窓口対応をしておりました。住まい支援本部では長机、パイプ椅子、その上に電話を並べておりました。電話がひっきりなしにかかってくるような状況でした。私や消防の方が対応した窓口業務も同様の状況です。

このように災害支援に行っていました。熊本地震のような大規模災害が高島市で起こった際にどう対応するかお話します。熊本地震は震度7の揺れが2回発生するという前例の無いものでした。高島市においても琵琶湖西岸断層帯による地震で大きな被害の発生が懸念されています。よって、もしそういう大規模災害が起こった場合に起こり得る色んな課題やその対応策等について全庁を挙げて取り組むことになりました。

取り組みの経過としてまず、庁内に大規模災害対応等の検討プロジェクトチームを設置しました。このプロジェクトチームの中で色んな検討をして、大規模災害対応等検証報告書にまとめ、業務継続計画というものを作成しました。これら大規模災害の検討報告や業務継続計画の内容を地域防災計画に反映するといったことを行っております。

高島市の各災害対策班内において職員をプロジェクトチームに割り当てています。具体的にいいますと、災害対策班におきまして、実務の中核を担う職員を選出し、プロジェクトチームを設置いたしました。その中で大規模災害時における課題や業務継続計画の策定に係る検討等を行いました。



構成は、チームリーダーに防災課長を置き、各班から選出したメンバー12人とアドバイザーに防災監を置きました。

プロジェクトチーム内での検討結果等を基にして、大規模災害における対応等について検証報告書を取りまとめました。その中で上げられた主な事項としては、本部運営体制に係ること、災害応急対応に係ること、避難所対応に係ること等です。

まず本部運営体制について、大規模災害が発生しますと当然参集人員の不足が懸念されます。よって職員一人で複数業務をこなさなければならないことが考えられますので、平時から業務マニュアル等をきちっと作成して、他の者でも対応できるようにしておいたり、応援協定団体等への人的支援要請を行ったりします。また、防災拠点の代替施設について、市役所を始め支所等も防災拠点としていますが、もし地震等でその施設等が使えない場合に備えて代替施設を決めておきます。最悪は民間施設の借用や駐車場にテントを立てて対応する等を検討しました。更に、電気等のライフラインが途絶えた場合、いち早く情報を取ることが大切になりますが、通信手段の確保として、市が9台ほど所有している衛星携帯電話をフル活用します。また、災害応援協定を結んでいるアマチュア無線等にも応援要請を行うことを検討しています。支援物資等の調整について、今回の熊本地震では、相当に早い段階で物資等が届いていましたが、その物資を仕分け、配送する人、手段等が不足し、なかなか避難所に届かないことが大きな課題として上がっていました。そこで、高島市ではそういったことが無いように、物資の受入れ、仕分け、配送等に職員が足りない場合、協定団体等に支援を要請することが考えられます。そして行政業務データの確保です。庁舎が被災すると大事な行政業務データがなくなる可能性もあります。そういった場合に備えて、外部のデータセンターへバックアップデータを保管することを検討しました。

次に、災害応急対応について、参集人員の不足や通信手段の途絶により、状況把握の遅れが懸念されるので、ヘリの映像等で状況を把握します。また、当然職員が災害対応にあたりますが、なかなかすぐにはそれぞれの地域に赴くことができないので、いわゆる共助の部分として、地域の自主防災組織等を支援し、地域の防災力の向上を図ります。また、ライフラインの確保として、道路網の早期復旧や電源車、給水車の出動を要請します。大規模災害の課題で出てくるのがトイレです。市でも簡易トイレを備蓄していますので、それを活用し、もし数が足りない場合はリースすることも検討しています。更に倒壊家屋の対応として、応急仮設住居や建設用地等を予め決めておくこと、廃棄物のストックヤードを選定しておくこと、建物の応急危険度判定士の養成や罹災証明の発行システムの導入等、被災者の方に速やかに支援を受けていただく態勢を取ることを検討しました。

避難所対応について、広域避難所も被災し使えない場合が想定されます。よって、広域避難所の代替施設の選定や、被災者のケア、物資支援は当然行ってまいります。DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請をして、被災者の心のケアを行うことを検討しました。また、広域避難所とは別に、福祉避難所も市として指定しております。しかし、この福祉避難所も使用不能になる可能性もあります。そういった場合、つまり、福祉避難所に入っていただく方、配慮が必要な方が広域避難所で生活をしていかなければならない場合を懸念し、簡易ベッドや必要な物資の整備をいたします。更にペット対策です。避難所においてペットを原因としたトラブルが熊本地震でも多く発生したと聞きましたので、ペットを連れてきた方のペットの飼育スペースの確保や、平時からペット飼育者に対して災害時における心構え等の啓発を図っていくことを検討しました。最後に、遺体収容所について、大規模災害で多くの方が亡くなった場合に備えて、遺体収容所を予め選定しておくことになりました。

以上が大規模災害の対応の検討です。これと合わせて業務継続計画（BCP）と呼ばれるものも策定しました。民間業者の方でも業務継続計画を既に立てていらっしゃる場所もあるようですが、高島市は未だ立てていなかったもので、これを機に策定しました。地震や災害が起きた場合、応急的に対応しなければならない業務はドカンと増えます。一方、発災の直後は通常の業務ができませんが、時間の経過と共に応急業務が減っていき通常の業務に戻っていきます。この流れを予め考えておくのが業務継続計画です。

非常時においても緊急性や重要性を考慮して、優先的に行わなければならない通常業務があります。そうした優先業務を各部署で洗い出し、その業務の中でも更に優先度を設定して、業務にあたることにしています。通常業務の中でも災害時に優先的に行わなければならないもの、例えば水道です。止めるわけにはいきません。そういう業務に加えて災害の応急対応、復旧復興業務もあります。そうした早期に優先的に取り掛かるべきもの、発災後に新たに出てきた業務の中で優先的に取り掛かるべきものを非常時の優先業務と位置づけてすぐさま対応するよう検討しました。

業務継続計画の基本方針は、まず職員の防災意識の向上と防災対策の推進です。災害時であっても応急対策へスムーズに対応できるように職員の日頃からの防災意識の向上及び防災対策の推進を図ります。また、災害応急対策業務として、地震による被害を最小限に止めるため、地域防災計画に定められた災害応急活動を効率的に遂行します。優先通常業務の継続及び早期再開として、先程申し上げたとおり災害により市の業務が中断することになりますので、市民生活や経済活動等への影響を最小限に止めるため、被災時にも中断が許されない通常業務は早期再開に努めることとしています。また、非常時優先業務の継続に必要な人員の確保及び庁舎、電力、通信等の環境確保に努めることも大切になります。更に非常時優先業務の継続を図るため、非常時には後に回せる業務は積極的に停止又は縮小して、非常時優先業務を最優先で行うことも基本方針の1つです。また、今回業務継続計画をまとめましたが、これで終わりではなく、訓練等を通じて出てくる問題点や課題点を把握し、直すべきところはフレキシブルに是正していくことにしています。

長々とお話しましたが、最後に「がまだせ」という熊本弁についてお話しします。熊本弁で頑張れという意味だそうで、熊本市内に入ると、「がまだせ熊本」というフレーズが所狭しと出されていたのでご紹介しました。ご清聴ありがとうございました。

## 【司 会】

ありがとうございました。

それでは、講演全体を通して、会場の皆様から何かご質問がありましたらお受けいたします。ご質問のある方は、係員がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いいたします。

ご質問がないようなので、以上をもちまして、防衛省近畿中部防衛局主催、第31回防衛セミナーを閉会させていただきます。長時間にわたり、皆様、大変お疲れさまでした。恐れ入りますが、アンケート用紙に回答をご記入の上、会場出口付近に設けました回収箱に入れていただくようお願いいたします。

本日は、誠に有り難うございました。どうか、お忘れ物のないよう、お帰り下さい。また、お足元にお気を付けて、ゆっくりとご退場下さい。